

議案第 5 4 号

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 8 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年亀山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用等の公営)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 候補者は、候補者1人について、作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内において、無料で、ビラを作成することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用等の公営)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 候補者は、候補者1人について、作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内において、無料で、ビラを作成することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客</p>

自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

[(1) 略]

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運

自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

[(1) 略]

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運

動用自動車に供給した燃料の代金
（当該選挙運動用自動車（これに
代わり使用される他の選挙運動用
自動車を含む。）が既に前条の規
定による届出に係る契約に基づき
供給を受けた燃料の代金と合算し
て、7,700円に当該候補者に
つき法第86条の4第1項、第2
項、第5項、第6項又は第8項の
規定による候補者の届出のあった
日から当該選挙の期日の前日まで
の日数から前号の契約が締結され
ている日数を除いた日数を乗じて
得た金額に達するまでの部分の金
額であることにつき、委員会が定
めるところにより、当該候補者か
らの申請に基づき、委員会が確認
したものに限る。）

[ウ 略]

[2 略]

（ポスターの作成に係る公費の支払）
第5条 市は、候補者（第3条の規定に
よる届出をした者に限る。）が同条第
2号に定める契約に基づき当該契約の
相手方であるポスターの作成を業とす
る者に支払うべき金額のうち、当該契
約に基づき作成されたポスターの1枚
当たりの作成単価（当該作成単価が、
541円31銭にポスター掲示場の数

動用自動車に供給した燃料の代金
（当該選挙運動用自動車（これに
代わり使用される他の選挙運動用
自動車を含む。）が既に前条の規
定による届出に係る契約に基づき
供給を受けた燃料の代金と合算し
て、7,560円に当該候補者に
つき法第86条の4第1項、第2
項、第5項、第6項又は第8項の
規定による候補者の届出のあった
日から当該選挙の期日の前日まで
の日数から前号の契約が締結され
ている日数を除いた日数を乗じて
得た金額に達するまでの部分の金
額であることにつき、委員会が定
めるところにより、当該候補者か
らの申請に基づき、委員会が確認
したものに限る。）

[ウ 略]

[2 略]

（ポスターの作成に係る公費の支払）
第5条 市は、候補者（第3条の規定に
よる届出をした者に限る。）が同条第
2号に定める契約に基づき当該契約の
相手方であるポスターの作成を業とす
る者に支払うべき金額のうち、当該契
約に基づき作成されたポスターの1枚
当たりの作成単価（当該作成単価が、
525円6銭にポスター掲示場の数を

を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（ビラの作成に係る公費の支払）

第6条 市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、

乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（ビラの作成に係る公費の支払）

第6条 市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、

委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額 (1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。) を、第 2 条第 2 項後段において準用する同条第 1 項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額 (1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。) を、第 2 条第 2 項後段において準用する同条第 1 項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。